

平成19年度における指定確認検査機関の監督処分状況について

平成20年4月30日
国土交通省
住宅局建築指導課

平成19年度における指定確認検査機関への立入検査の結果、指定確認検査機関の監督処分及び建築基準適合判定資格者の処分について以下のとおりお知らせ致します。

記

1. 平成19年度における指定確認検査機関への立入検査結果について

国土交通大臣指定の指定確認検査機関(17機関)に対し、建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の31の規定に基づき立入検査を行いました。その結果概要は以下のとおりです。

(1). 立入検査を行った期間等

平成19年8月～平成20年3月、本省において延べ77人の検査官が実施

(2). 立入検査を行った箇所

(財)日本建築センター、(財)日本建築設備・昇降機センター、(財)住宅保証機構、(財)日本建築総合試験所、日本ERI(株)(本社、大阪支店)、(財)住宅金融普及協会、(株)西日本住宅評価センター、(株)東日本住宅評価センター(本店、東京西支店)、ハウスプラス住宅保証(株)(現ハウスプラス確認検査(株))、(株)都市居住評価センター、(財)ベターリビング、ビューローベリタスジャパン(株)(本店、埼玉事務所)、(株)住宅性能評価センター、(株)国際確認検査センター、(株)ジェイ・イー・サポート、日本建築検査協会(株)、SBIアーキクオリティ(株)の17機関20箇所

(3). 立入検査の結果概要

主な指摘事項	該当する機関(箇所)
■機関の指定要件又は業務に必要な手続きに関する指摘 ・国土交通省に人員体制の変更の報告が提出されていなかった。	2機関(2箇所)
■書類に関する指摘 ・建築基準法に基づき備付け義務のある帳簿の記載内容について誤記入、一部記入漏れ等の不備があった。	9機関(9箇所)

<p>■確認検査業務手続きに関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政庁に提出しなければならない確認審査報告書の提出期限が守られていないものがあった。 ・記載事項に記入漏れがある確認申請等を引き受けているものがあった。 ・確認済証等の記載事項に不正確な記載がされているものがあった。 	8機関(9箇所)
<p>■確認検査の審査方法その他(構造)に関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造15階建て延べ面積約12,500㎡等の建築物において、添付すべき検討書が添付されていないなどの構造に関する確認が不十分なものがあった。 ・鉄筋コンクリート造4階建て延べ面積約500㎡の建築物において、建築確認時と実際の工事で杭の工法が不整合であったものについて確認が不十分だったものがあった。 	2機関(2箇所)

(4). 立入検査の結果を受けた措置

- 指定要件又は業務に必要な手続きに関する指摘があった件について、機関に対し改善計画を作成し、国土交通省へ報告するよう指導を行いました。
- 書類に関する指摘があった件について、機関に対し改善計画を作成し、国土交通省へ報告するよう指導を行いました。
- 確認検査業務手続きに関する指摘があった件について、機関に対し改善計画を作成し、国土交通省へ報告するよう指導を行いました。
- 確認検査の審査方法その他(構造)に関する指摘があった件について、建築物の安全性の確認を行い、いずれも実体違反に至るものでは無かったことを確認した。また、機関に対し改善計画を作成し、国土交通省へ報告するよう指導を行いました。

(5). 構造計算等の妥当性サンプル調査

現在、国(国土交通大臣及び地方整備局長)指定の指定確認検査機関が確認処分を実施した物件の中から約90件を抽出し、構造計算等の妥当性について検証を実施しております。その結果については別途公表を予定しております。

2. 平成19年度における指定確認検査機関の処分等について

平成19年4月1日から平成20年4月30日までの間において行った、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対する建築基準法第77条の30及び第77条の35の規定に基づく監督処分並びに第77条の62の規定に基づく建築基準適合判定資格者の処分は以下のとおりです。

※これらの処分については建築基準法第77条の30第2号及び77条の35第3号によりすでに公表(官報)したものをとりまとめたものです。

(1). 指定確認検査機関の監督処分

監督処分等日時	機関名	処分理由	処分内容
平成20年3月27日	ハウスプラス中国住宅保証(株) (中国地方整備局長指定)	構造計算適合性判定を求めなければならなかった物件であったにもかかわらず、構造計算適合性判定を求めずに確認済証を交付した。	監督命令 (業務改善計画の提出等)
平成20年4月16日	(株)都市居住評価センター (国土交通大臣指定)	確認検査の業務に関し、過失により法第58条(高度地区)に適合しない建築計画を看過し、それにより建築基準関係規定に適合しない建築物を現出させた。	監督命令 (業務改善計画の提出等)

(2). 建築基準適合判定資格者の処分

処分理由	処分内容・処分人数
建築確認において建築基準関係規定に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付させた。	確認検査業務の禁止の命令(2箇月) 3名 確認検査業務の禁止の命令(3箇月) 1名 確認検査業務の禁止の命令(4箇月) 1名 確認検査業務の禁止の命令(5箇月) 1名
中間検査において当該建築物の確認に要した図書と異なる施工を看過し、中間検査合格証を交付させた。	確認検査業務の禁止の命令(3箇月) 1名

なお、上記処分の原因となった事実に関して、違反建築物の現出に至ったのは1件であり、当該建築物については関係者により違反状態是正のための取り組みが行われているところです。その他については計画の取り止め、変更等により、違反建築物の現出に至っていません。

※ 個別の指定確認検査機関の監督処分及び建築基準適合判定資格者の行政処分については「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」(<http://www3.mlit.go.jp/>)で参照できます。